

岩手県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称及び所在地について、次のとおり変更があった。

平成28年4月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称		所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
病院	西和賀町国民健康保険 沢内病院	町立西和賀さわうち病 院	和賀郡西和賀町沢内字 太田2地割68番地	和賀郡西和賀町沢内字 大野13地割3番地12	平成26年10月14日